

申立てから後見人選任までの手続の流れ

手続案内

【お渡しする書類等】

申立書，未成年後見申立て関係書式集

申立て



【申立てに必要な書類等】

未成年後見申立て関係書式集の「申立て書類チェック表【書式番号1】」に記載の書類，収入印紙及び郵便切手が必要です。

※収入印紙と郵便切手は，家庭裁判所で取り扱っておりませんので，郵便局等で購入してください。

調査



【内容】

①申立人・後見人候補者の調査

未成年者の財産（遺産や受領予定の生命保険金を含む）を全て明らかにしてもらいます。

なお，家庭裁判所は，後見人の仕事を十分に果たしていただけると判断した方を後見人に選任しますので，申立人から推せんされた方が選任されるとは限りません。

②親権者でない親や親族に対する意向調査

③未成年者の調査

審理

申立書，添付書類，調査結果の内容を検討します。

後見人選任
(審判)

審判は後見人になる方に告知をすることで，効力が生じます。